

■福祉医療制度

種類	対象	医療費の自己負担	手続きに必要なもの	所得制限
子育て支援医療	中学3年生までの子ども	1カ月1医療機関、入院・外来(医科・歯科)各200円	健康保険証	なし
	中学校卒業後～高校3年生の年齢の子ども	1カ月1医療機関、入院のみ 令和5年4月診療分から各200円		
ひとり親家庭医療	ひとり親家庭の母または父と18歳以下の子ども、遺児	原則なし	戸籍謄本、健康保険証	あり(所得制限額参照)

■所得制限額

区分	扶養人数	所得制限額			
		0人	1人	2人	以降1人につき
ひとり親家庭医療	本人および同居の扶養義務者	236万円未満	274万円未満	312万円未満	38万円加算

※上記の額は、令和4年中の所得から本人控除(障害者控除)や社会保険料控除を差し引いた額です。

☎家庭支援課 (☎983-1112)

福祉医療制度のお知らせ

市内在住の健康保険加入者を対象に、医療費の自己負担金の一部を助成する福祉医療制度を実施しています。

次の医療制度の内容に該当しているが、手続きをしていない人は、家庭支援課へ申請をお願いします。

京都府外の医療機関等で診療を受けた場合

医療機関窓口で通常の自己負担額を支払った後、家庭支援課で医療費支給申請をすることで、支払った自己負担額のうち、各制度の自己負担分を除いた額を給付します。

※申請には領収書が必要です。

※高校生の入院は、受給者証を発行していません。詳しくはお問い合わせください。

医療費の助成・給付

福祉医療制度の受給者証を交付された人は、次の助成を受けることができます。

京都府内の医療機関等で診療を受けた場合

医療機関窓口で受給者証を

八幡市中小企業者等奨学金返還支援事業補助金

従業員(正社員)の奨学金返還をサポートするため、京都府の「就労・奨学金返済一体型支援事業(以下、京都府補助金)」を利用して、京都市に事業所がある中小企業者等に、京都市補助金の交付決定を受けている事業所に支援額の一部を助成します。

■対象 次のすべてを満たす事業者

①市内に事業所がある中小企業者等

②市税の滞納がなく、京都府補助金の交付決定を受けていること

■補助期間・金額 対象従業員(正社員)1人につき、最長6年間で、京都府補助金の2分の1が上限

▼正社員1〜3年目の場合 年間上限4万5千円

▼正社員4〜6年目の場合 年間上限3万円

■申請期限 交付申請書に必要書類を添えて、3月15日(金)午後5時までに商工観光課へ持参

※詳しくは、上記のQRコードをご覧ください。

八幡市中小企業者等経営改善支援金

コロナ禍で増加した債務の借換需要や、事業好転に向けた資金需要などに応えるため、市内の中小企業・個人事業主(以下、事業者)が経営改善のために融資を受けた場合に、支援金を交付します。

■対象 次の2つの条件をすべて満たしている事業者

▼令和5年4月1日以降に京都府中小企業融資制度「伴走支援型経営改善おうえん資金」を活用している事業者

▼前述の融資が実行された日の3カ月以上前から継続して市内に住所(法人は所在地)を有していること、またはその期間、本市に支店や営業所、工場などを構える事業者

■支援金額 3万円(1事業者1回限り)

■申請期限 交付申請書に添付書類を添えて、3月29日(金)午後5時までに商工観光課へ持参

※補助対象者や対象経費など詳しくは、上記のQRコードをご覧ください。

防災講演会を開催します

豪雨や台風、地震等の自然災害などには、日ごろから備えをしておくことが大切です。今回は、防災・減災意識を高め、地域の防災力の向上を図ることを目的とした防災講演会を開催します。

講師に一般社団法人「石巻震災伝承の会」代表理事の大須武則氏をお招きし、東日本大震災で被災した当時の体験談に加え、災害時の教訓や避難所生活などについてお話しいただきます。

■日時 2月10日(土) 午後1時30分〜3時
(開場は午後1時)

※入場無料。申込不要。

■場所 文化センター4階 小ホール

演題 東日本大震災の教訓と自治会の役割

■大須武則氏プロフィール

宮城県石巻市で三陸河北新報社記者として活動中、東日本大震災を経験。それ以降、同社在職中に大震災後の石巻復興を考えるグループの事務局長に就任。現在は、東日本大震災の語り部などで構成される一般社団法人「石巻震災伝承の会」代表理事として地域や学校での防災学習の支援などに携わる。

☎危機管理課 (☎983-3200)

市民課窓口業務の民間委託を開始

令和6年1月4日(木)から、市民サービスの向上と行政の効率化を図るため、市民課窓口業務の一部を民間事業者へ委託します。

■委託期間 令和6年1月1日〜令和8年12月31日

■委託事業者 キャリアリンク株式会社

■委託業務内容 主に窓口受付業務や電話対応業務などを担っていただきます。

※各種証明書等の交付請求や住民異動届等の内容の審査判断は、従来どおり市職員が行います。

※業務委託における個人情報の取り扱いについては「個人情報保護に関する法律」などの関係法令を遵守し、情報漏えいを防ぐ対策を講じます。

※民間事業者へ委託する業務内容の詳細は、市ホームページでもご確認いただけます。

☎市民課 (☎983-2759)

☎商工観光課 (☎983-2853)

新型コロナワクチン令和5年秋開始接種

■接種は令和6年3月31日まで 初回接種が完了した生後6カ月以上の人は、オミクロン株XBB系統対応ワクチンの追加接種が1回受けられます。

※本ワクチン接種は任意です。接種を受けるか受けないかはご自身で判断してください。

※接種の際は、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)を持参してください。

■接種券について

①6カ月〜11歳の人=新たに接種券は発送しないため、必要な人は市コールセンター

ター(☎0570-056-786)まで申請してください。

②12歳以上の人=対象者(最後の接種から接種間隔が経過した人)に発送している接種券(桃色)を使用してください。

※接種医療機関や予約方法は、接種券に同封の「接種ガイド」でご確認ください。

■新型コロナワクチンを未接種の人へ 未接種の人で初回接種を受けたい場合は、すでに送付済みの接種券(白色)を使って接種を受けてください。

☎健康推進課 (☎983-1116)

広報やわた縮刷版が完成

昭和61年に、広報やわたの前身「八幡町政だより」創刊号から昭和60年12月号の広報紙をまとめた縮刷版(第一巻)を発行していましたが、このたび昭和61年1月号〜令和4年10月号を収録した縮刷版(第二巻〜第六巻)が完成しました。

これらの縮刷版は市役所2階閲覧コーナーのほか、令和6年1月中旬からは八幡市民図書館と男山市民図書館にも配架しますので、お立ち寄りの際はご覧ください。

☎秘書広報課 (☎983-1087)

